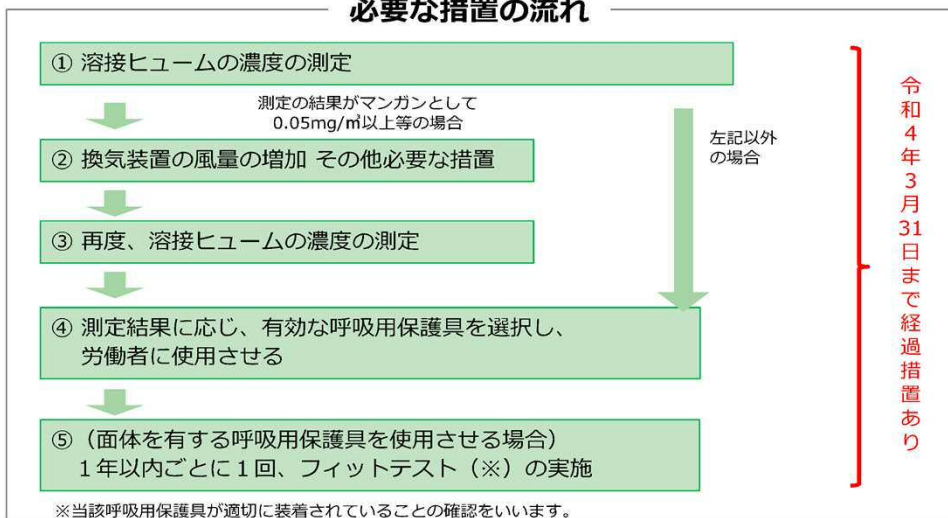


# 「溶接ヒューム」の個人ばく露測定 のご案内

令和3年4月1日から「溶接ヒューム」が特定化学物質障害予防規則の規制対象になります。  
金属アーク溶接作業等を継続して屋内作業場で行う事業者は、必要な措置を行わなければなりません。



## 必要な措置の流れ



## 溶接ヒュームの濃度の測定について

- ◆ 労働者の身体に装着する試料採取機器等により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。
- ◆ 測定は、**第一種作業環境測定士**・**作業環境測定機関**等、十分な知識・経験を有する者により実施します。



厚生労働省「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆様へ」より



公益社団法人 長崎県食品衛生協会

お問い合わせ先: 環境科学試験所 長崎県西彼杵郡長与町齊藤郷1006-10  
環境検査課  
TEL 095-814-5757 FAX 095-814-5788

食品環境検査センター

検索 Q